

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

村山市長 志布 隆夫

市町村名 (市町村コード)	村山市 (62081)
地域名 (地域内農業集落名)	大倉地域
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月22日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、水稻を中心とした水田農業が基幹となっている。主食用米の需要が減少しているなか、土地利用型作物であるそばの生産を集団作業受託により実施している。土地利用型作物のほか、果樹、野菜等を生産しており、ほとんどの農業者が複合経営である。
高齢の農業者も多く、今後、持続的な農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者などを確保、育成していくことが重要である。
さらに、さくらんぼなどの収穫時期の人手の確保も課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の基幹作物である水稻については、担い手の農地の交換など農地の集約化を段階的に進める。水稻を中心とした複合経営、そばの集団作業受託を継続するとともに、新規就農者や後継者の確保を図りながら、技術指導や助言によって育成を図る。
条件の良い圃場は稲作を進めていくが、条件の悪い圃場は基盤整備を進め、農地の集積・集約化を図る必要がある。山手など水稻作付が困難な水田は、そばの作業受託や子実用とうもろこしなど、手間のかからない作物の生産を行う。
遊休農地の再生利用にも取組み、可能な限り、畑地にそばや小麦の作付けを行う。
また、地域や市民と一緒に農地を守るという考えから、市民農園の開設を検討する。
地域内での農作業の効率化を図るため、若い複数の農業者による農事組合法人の設立に向けて調整を進める。
さらに、果樹、野菜等の収穫時期の人手の確保については、今後、シーズンワーカーや外国人労働者などを活用することも検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	380.53 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を、農業上の利用が行われる区域とする。また、生産利用に向けて様々な努力を行っても、農業上の利用が困難である農地については、保全等を進める区域とする。
大倉地域は、東側の山に面した農地が多く、耕作放棄地や不整形で作業効率の低い箇所が見うけられ、保全等を進める区域として設定する。
保全については、周りに迷惑がかからない程度に保つ事で、草刈りのほか、鳥獣緩衝帯、わらびなどの採取地などで農地を活用していくことが考えられる。また、非農地の手続きで、農地を山林や原野の地目にする事も検討する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手への集積率は現在約50%であり、農地中間管理機構を活用し、10年後の目標として80%を目指す。また、担い手の農地交換等を中心に、点在している農地を集める集約化を進め、農地の分散を解消することで生産性の向上を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に農地の集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手や地域のニーズを踏まえ、基盤整備事業を検討し、取り組んでいく必要があり、耕作条件の悪い圃場は基盤整備を進め、農地の集積・集約化を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内での農作業の効率化を図るため、若い複数の農業者による農事組合法人の設立を進め、意欲ある若い農業者が取組みやすい体制づくりを目指す。 さらに、県、市等関係機関が連携し、地域内外から多様な経営体の参入について、調整や検討を行い、相談から定着まで連携した取組みを実施する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域の中心となる担い手等への作業委託を積極的に進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- 1)行政や関係機関、猟友会、農業者を含む地域住民が一体となり、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制をつくる。
具体的な活動として、追払い、電気柵の設置による防護、捕獲を組合せた対応を行う。また、サルの捕獲には大型捕獲檻(囲い罟)を活用し対応する。さらに、被害防止対策として、山際へのフェンスの設置などを検討する。
- 3)土地利用型作物の栽培の省力化には、スマート農業の取組が不可欠であり、担い手や市、県のほか関係機関が協力して導入を推進する。また、基盤施設のRTK基地局などの整備の検討を進める。
- 4)畑地化について、将来の耕作の維持継続を考慮した取組みを検討する。また、輸出について、設立する農事組合法人において取組みを検討する。
- 5)果樹の栽培拡大のため、農地の集約化や団地化、メガ団地の取組みを検討する。
労働力の調整や作業の省力化が重要となり、省力的な栽培体系の確立や品目、品種の組み合わせを工夫した労力分散などの検討を進める。また、アルバイトなどによる労力の確保、さらに、シーズンワーカーや県で進めている外国人労働者などの活用の方向性などを検討する。
- 7)保全を進める区域での農地等の管理の方向性については、草刈りなどのほか、鳥獣緩衝帯、わらびの採取地、蜜源作物(そば、レンゲ、柑橘系等)の作付けなどを検討する。
- 8)JA、市、地域の担い手などが十分に協議しながら導入を検討する。設立する農事組合法人において、米の乾燥調製施設等の導入を検討する。
- 9)地域外の畜産農家と連携し、飼料用作物である子実用とうもろこしの導入を検討する。